

松江市中古木造住宅改修及び除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市中古木造住宅改修及び除却支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中古住宅 過去に人の居住の用に供されたことのある一戸建ての住宅（併用住宅にあっては、延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供されていたものに限る。）をいう。
- (2) 中古木造住宅 中古住宅のうち、柱、梁等の主要構造部が木造のものをいう。
- (3) UIJ ターン者 市外に 1 年以上居住していた者で、市内に転入し、住民登録をした日から 1 年以内のもの又は転入する予定のものをいう。
- (4) 改修工事 老朽化その他住宅の安全性機能の向上のために行う改築、修繕、模様替え及び設備改善の工事をいう。
- (5) 除却工事 中古住宅の全てを除却する工事をいう。
- (6) 住環境改善工事 第 4 号又は前号の工事に併せて行う住環境を改善する工事をいう。
- (7) 下水道 松江市下水道条例（平成 17 年松江市条例第 347 号）第 2 条第 2 号に規定する公共下水道及び松江市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年松江市条例第 315 号）第 2 条第 2 号に規定する排水処理施設をいう。
- (8) 下水道処理区域 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 8 号に規定する処理区域及び松江市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例第 2 条第 5 号に規定する処理区域をいう。
- (9) 建物の構造部分 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分（雨水の浸入を防止する部分及び仕上げ材等を含む。）をいう。

(補助金の対象等)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事務又は事業の内容、補助対象経費、補助金交付の金額、終期及び補助事業者等の範囲は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市中古木造住宅改修及び除却支援事業補助金		
補助金交付の目的	松江市内の中古木造住宅を自己の居住用として購入する者に対し補助金を交付することにより、空き家を活用した定住の促進、生活スタイルの変化に応じた住み替えの推進及び老朽家屋の除却を図り、もって地域の活性化に資することを目的とするもの。		
補助金交付の対象である事務又は事業の内容	(1) 改修支援事業 購入してから 1 年以内に行う中古木造住宅の改修工事	(2) 建替え除却支援事業 購入してから 1 年以内に行う建て替えに伴う中古木造住宅の除却	(3) 住環境改善支援事業 左記(1)又は(2)の事業に併せて行う住環境改善工事(住環境改善工事

		工事	のみの場合は対象としない。以下同じ。)
補助対象経費	次のいずれかに該当する築後 20 年を経過した中古木造住宅の改修に要する経費 1 建物の構造部分の改修工事(10 ㎡を超える増築部分は除く。)に要する経費 2 電気設備、ガス配管設備及び給排水衛生設備(冷暖房空調機械設備を除く。)に要する経費 3 模様替え又は住宅の機能向上のために行う補修に要する経費	築後 20 年を経過した中古木造住宅の除却(中古木造住宅を除却後、その敷地に自己の居住用の住宅又は延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供する併用住宅を新たに建築する場合に限る。)に要する経費	次のいずれかに該当する住環境改善工事に要する経費(ただし、既に住環境改善工事を行っている中古木造住宅を改修する場合を除く。) 1 下水道処理区域において、下水道に未接続の場合における新規接続に要する経費 2 下水道処理区域以外の区域において、合併浄化槽設備の新規設置に要する経費
補助金交付の金額	補助対象経費の 10 分の 1(UIJ ターン者にあつては、100 分の 15) 以内で市長が定める額(1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。)とする。ただし、20 万円(UIJ ターン者にあつては、25 万円)を上限とする。	補助対象経費の 3 分の 2(UIJ ターン者にあつては、10 分の 7) 以内で市長が定める額(1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。)とする。ただし、50 万円(UIJ ターン者にあつては、55 万円)を上限とする。	補助対象経費の 2 分の 1(UIJ ターン者にあつては、100 分の 55) 以内で市長が定める額(1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。)とする。ただし、50 万円(UIJ ターン者にあつては、55 万円)を上限とする。
終期	令和 7 年 3 月 31 日		
補助事業者等の範囲	次のいずれにも該当する者とする。 1 改修支援事業にあつては、当該補助対象経費に係る国又は地方公共団体が交付する他の補助金(資金融資あっ旋制度等を含む。)の交付を受けていない者 2 申請年度の 3 月 31 日までに補助事業が完了する者 3 松江市税の滞納がない者 4 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が関与していない者		

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条の補助金等交付申請書に当該事業の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 改修支援事業

ア 改修工事を行う建物の案内図、既存平面図

- イ 既存平面図と見比べて工事計画内容が分かる改修計画平面図
- ウ 補助対象内外工事費の確認ができる工事内訳書
- エ 改修工事に係る工事請負契約書の写し
- オ 取得した中古木造住宅の土地及び建物の売買契約書
- カ 戸籍の附票（第2条第3号に該当する者に限る。）
- キ 松江市税の滞納がないことが分かる証明書
- ク 暴力団員等該当性の照会に係る同意書
- ケ アからクまでに掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(2) 建替え除却支援事業

- ア 除却工事を行う建物の案内図
- イ 除却範囲が分かる既存平面図、工事計画書
- ウ 補助対象内外工事費の確認ができる工事内訳書
- エ 建替え住宅の建築工事請負契約書又は設計請負契約書の写し
- オ 取得した中古木造住宅の土地及び建物の売買契約書
- カ 戸籍の附票（第2条第3号に該当する者に限る。）
- キ 松江市税の滞納がないことが分かる証明書
- ク 暴力団員等該当性の照会に係る同意書
- ケ アからクまでに掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(3) 住環境改善支援事業

- ア 住環境改善工事の工事内容が分かる工事計画平面図
- イ 補助対象内外工事費の確認ができる工事内訳書
- ウ 住環境改善工事に係る工事請負契約書の写し
- エ アからウまでに掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(実績報告)

第5条 補助金の交付決定を受けた者は、規則第12条の補助事業等実績報告書に当該事業の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 改修支援事業

- ア 竣工図（工事箇所・工事内容が分かるものに限る。）
- イ 改修工事の施工状況写真（施工前・施工中・施工後）
- ウ 改修工事に要した費用の領収書の写し
- エ 取得した中古木造住宅の土地及び建物の登記事項証明書
- オ アからエまでに掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(2) 建替え除却支援事業

- ア 除却した建物の閉鎖事項証明書（未登記の建物を除く。）
- イ 除却工事の施工状況写真（除却前・除却中・除却後）
- ウ 除却工事に係る工事請負契約書の写し
- エ 除却工事に要した費用の領収書の写し
- オ 基礎工事を施工している様子を写した写真
- カ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し及び集計表
- キ 取得した中古木造住宅の土地の登記事項証明書
- ク アからキまでに掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(3) 住環境改善支援事業

ア 竣工図（工事箇所・工事内容が分かるものに限る。）

イ 住環境改善工事の施工状況写真（施工前・施工中・施工後）

ウ 住環境改善工事に要した費用の領収書の写し

エ アからウまでに掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。